

○入間市体育施設設置及び管理条例施行規則

平成28年9月30日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、入間市体育施設設置及び管理条例（昭和55年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第7条の規定により、専用で体育施設等の使用許可を受けようとする者は、入間市体育施設使用許可・変更申請書（様式第1号）により、西武市民運動場にあっては市長、その他の体育施設にあっては指定管理者に申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の使用又は変更の許可は、入間市体育施設使用許可・変更書兼領収書（様式第2号）を当該申請者に対して交付することにより行うものとする。
- 3 個人に係る入間市市民体育館又は入間市武道館及びそれらの附属設備の使用許可は、入間市市民体育館個人使用券（様式第3号）又は入間市武道館個人使用券（様式第3号の2）を当該者に対して交付することにより行うものとする。
- 4 プールの使用許可を受けようとする者は、使用券を購入しなければならない。
- 5 第1項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日の属する月の前々月の21日から使用しようとする日までにしなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(公共施設情報システムの利用)

第3条 入間市公共施設情報システム（以下この項において「システム」という。）の利用者登録をした者は、システムを利用して西武市民運動場並びに前条第3項及び第4項の場合を除く体育施設等の使用の予約をすることができる。ただし、指定管理者が不適当と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の利用者登録をしようとする者は、入間市公共施設情報システム利用者登録申込書（団体用）（様式第4号）又は入間市公共施設情報システム利用者登録申込書（個人用）（様式第4号の2）により、市長に申し込まなければならない。
- 3 第1項の使用の予約は、使用しようとする日の属する月の前々月の1日からできるものとする。

(附属設備の使用料)

第4条 条例第12条第2項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除の対象及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する行事又は市が経費の一部を負担して共催する行事に使用するとき 100分の100
- (2) 市内の公立学校、公立保育所及び公立幼稚園が主催する行事に使用するとき 100分の100
- (3) 市長が認めたスポーツ団体（市スポーツ協会に所属する競技団体をいう。）が使用するとき（プールの使用を除く。） 100分の50
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が特に減免を必要と認めるとき 市長が別に定める割合

(令3規則1・一部改正)

(使用料の減免申請)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、入間市体育施設使用料減免申請書(様式第5号)により、第2条第1項の規定による申請と同時に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により既納の使用料を還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設等の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき 100分の100
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により体育施設等を使用することができないとき 市長が別に定める割合

(使用の制限)

第8条 市長又は指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 伝染性の病気のある者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又は当該おそれがあると認められる動物若しくは物品を携行する者
- (3) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 前三号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(破損等の届出)

第9条 使用者又は入場者は、体育施設等を破損又は滅失したときは、速やかに市長又は指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（平成28年教委規則第4号）第9条の規定による廃止前の入間市体育施設設置及び管理条例施行規則（昭和55年教委規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成31年規則第9号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後に使用又は利用の申請のあったものについて適用し、同日前に使用又は利用の申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平31規則9・一部改正）

附属設備使用料

施設名	種別	単位	使用料
入間市市民体育館	バドミントン器具	1式	50円
	ミニテニス器具	1式	50円
	卓球器具	1式	50円
	バレーボール器具	1式	100円
	トレーニング器具	1式	100円
	テニス器具	1式	100円
	バスケットボール器具	1式	500円
	新体操用マット	1枚	150円
	フットサル用ゴール	1式	100円

放送室		1,000円
貸出用いす	1脚	20円
演台	1台	100円
移動ステージ	1式	1,000円
入間市武道館	大会用具	1式
		1,000円

備考

- 1 入場料等を徴収して専用使用する場合の使用料は、規定使用料の倍額とする。
- 2 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする